

追加議案第2号

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月20日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(大田原市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大田原市一般職の職員の給与に関する条例(昭和31年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第11条の3を第11条の4とし、第11条の2を第11条の3とし、第11条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第11条の2 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料(給料の調整額を含む。)、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

第17条第1項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第2項中「給料の月額」の次に「、これに対する地域手当の月額」を加える。

第20条第1項及び同条第4項中「附則第6項第2号」を「附則第6項第3号」に改め、「扶養手当の月額」の次に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第21条第1項中「附則第6項第3号」を「附則第6項第4号」に改め、同条第2項第1号中「附則第6項第3号」を「附則第6項第4号」に改め、「扶養手当の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同条第3項中「給料の月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第23条中「から第11条の2まで」を「、第11条及び第11条の3」に改める。

第23条の2中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第24条第2項中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第3項中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第4項中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加え、同条第5項中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

附則第6項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「当該額」を「当該合計額」に改め、「給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「同項に規定する100分の1.5」を「同項に規定する100分の15」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「当該額」を「当該合計額」に改め、「給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

附則第8項中「給与額から、給料月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

附則第9項中「給与額から、給料月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

（公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第2条 公益的法人等への大田原市職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

（大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 大田原市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第3条から第4条」を「第4条から第5条」に、「第11条の2まで、」を「第11条まで、第11条の3」に改める。

第11条第2項中「第11条の2」を「第11条の3」に改め、同条第3項中「第11条の3第2項第2号」を「第11条の4第2項第2号」に、「第11条の3第2項中」を「第11条の4第2項第2号中」に改める。

（大田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正）

第4条 大田原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中「給料月額」を「給料及びこれに対する地域手当の合計額」に改める。

（大田原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第5条 大田原市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中

「

第11条の3  
第2項第2号

」

を

「

第11条の4  
第2項第2号

」  
に改める。

第20条の表中

「

第11条の3  
第2項第2号

」

を

「

第11条の4  
第2項第2号

」

に改める。

附則第4項中「第6項第1号から第3号」を「第6項第1号、第3号及び第4号」に、「同項第2号及び第3号」を「同項第3号及び第4号」に、「給料月額（」を「給料月額及び」に、「給料月額を算出率で除して得た額（」を「給料月額を算出率で除して得た額及び」に改める。

（大田原市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第6条 大田原市職員の修学部分休業に関する条例（平成20年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「管理職手当の月額並びに」の次に「これらに対する地域手当の月額並びに」を加える。

附則第2項中「、給料月額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を、「給料月額減額基礎額」の次に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

（大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第7条 大田原市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和48年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

（地域手当）

第4条の2 職員には、地域手当を支給する。

（大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第8条 大田原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和49年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「、扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第6条の2 職員には、地域手当を支給する。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。